

## 第7章 湖西市津波減災計画

### 第1節 推進計画との関係及び目的

#### (1) 推進計画と減災計画の関係

本市における津波災害リスクについて、ハード・ソフトによる多重防御の考え方を有したものが「推進計画」です。また、推進計画の一部として最大クラスのレベル2津波へのハード対策をとりまとめるものが「湖西市津波減災計画」（以下、「減災計画」という。）です。

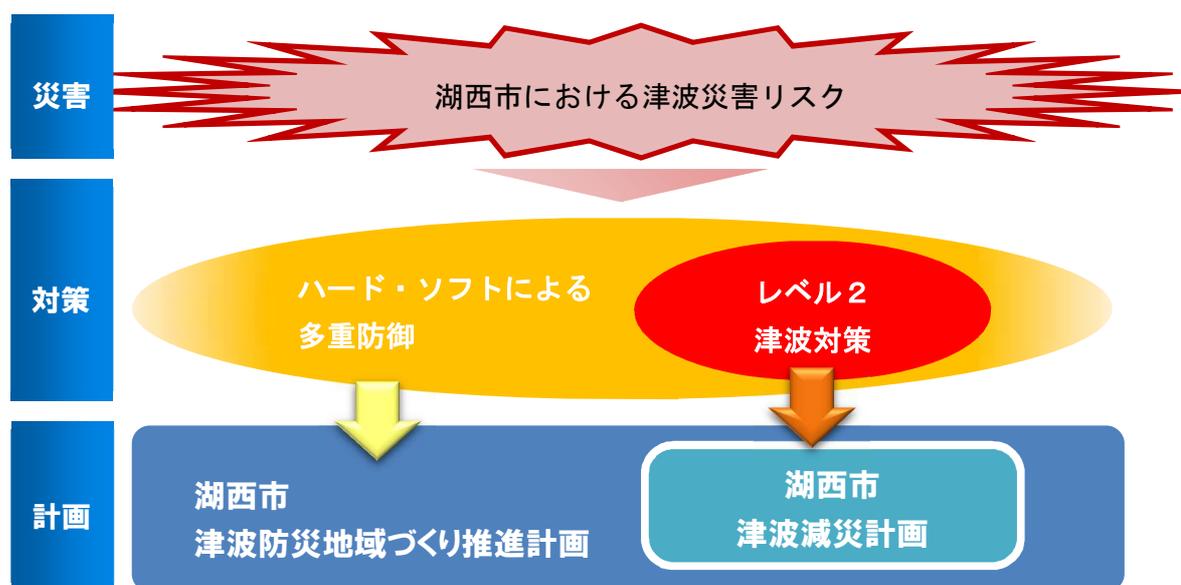


図 7-1 推進計画と減災計画の関係

#### (2) 計画の目的

推進計画の取組方針④「被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり」において、「地震による被害を軽減するとともに、津波から市民の生命・財産を守る」という目標が掲げられています。減災計画は、最大クラスのレベル2津波に対する防潮堤整備の可能性を総合的に追及し、地域の安全・安心のレベルを向上することを目的とします。

## 第2節. 計画の背景

### (1) 地震・津波により想定される被害 ※再掲:第3章 第2節

#### 1) レベル1 津波とレベル2 津波

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成23年9月)において、新たな津波対策の考え方を示しています。

その中では、以下の2つのレベルの津波を想定し、津波対策を構築していく必要があるとされています。

1つは、数十年から百数十年に一回という比較的頻度の高い津波である「レベル1 津波」であり、防潮堤等の海岸保全施設の整備を中心にハード対策を行っていくこととなっています。もう1つは、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である「レベル2 津波」であり、ハード対策だけでなく、避難施設や土地利用などのソフト対策を組み合わせた多重防御により、津波被害を減らすことを目標とし、人命を守ることを最優先とします(表7-1)。

推進計画においては、湖西市に最大クラスの津波(レベル2 津波)をもたらすと想定されている地震を対象として、津波対策を講じていきます。

表7-1 想定すべき津波レベルと対策に係る基本的な考え方

	発生頻度と規模	考え方
レベル1 津波	発生頻度は高く(おおむね数十年から百数十年に一回程度)、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波	人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備
レベル2 津波	発生頻度は極めて低い(おおむね数百年から千年に一回程度)ものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

参考：中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成23年9月28日)

## 2) 地震・津波による被害想定

### A) 南海トラフ巨大地震による津波

駿河湾から遠州灘にかけて、沿岸地域で地震による隆起で津波が発生し、湖西の海岸に短い時間で津波が到達します。津波到達時間として、地震発生後 24 分で沿岸部の堤防・バイパスを越えると想定され、地震発生から 5 分ほど揺れが継続するため、19 分間で避難を完了する必要があります。

表 7-2 本市沿岸の津波の到達最短時間（上段：沿岸津波高、下段：到達時間）

+ 50 cm	+ 1m	+ 3m	+ 5m	+ 10m (堤防越流)	+ 15m (最大津波)
7 分	9 分	13 分	23 分	24 分	28 分

出典：静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）（平成 25 年 6 月）

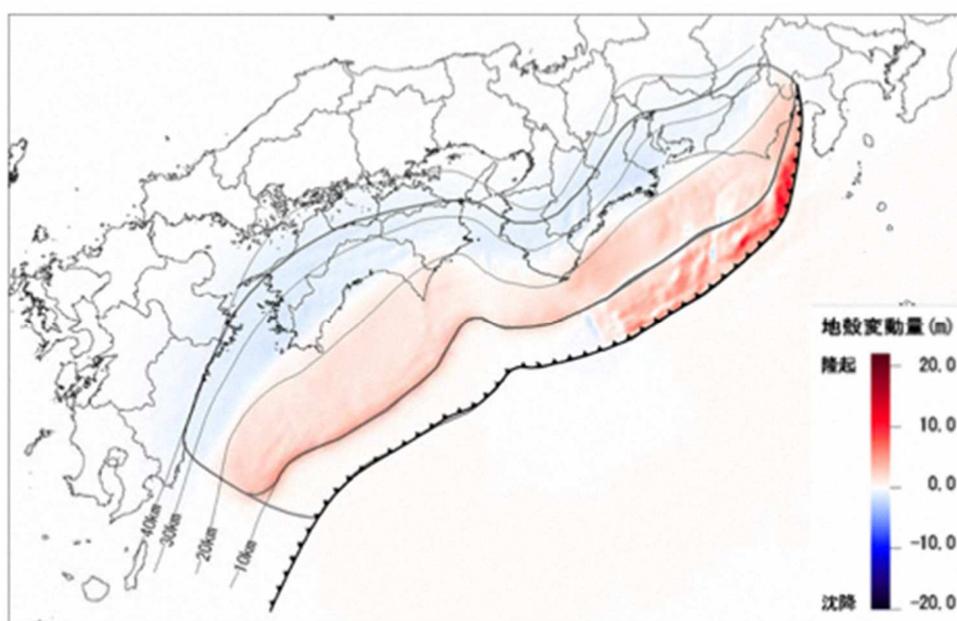
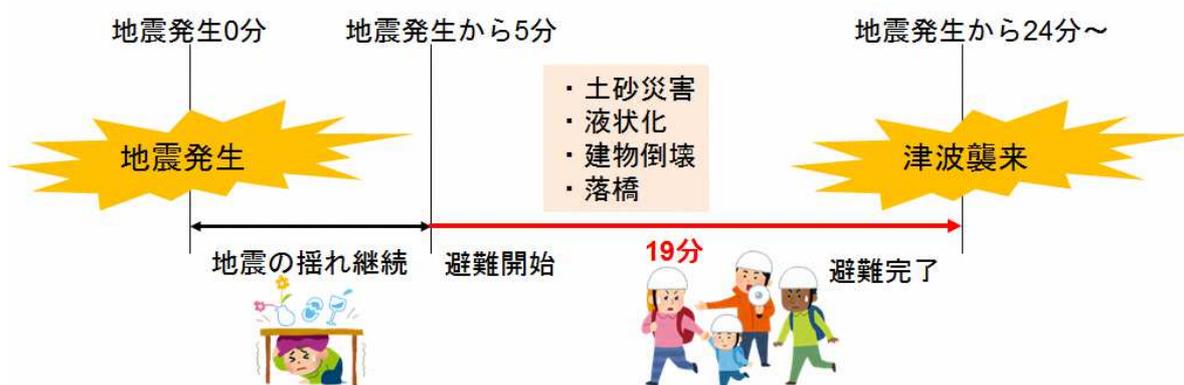


図 7-1 津波の初期水位分布（地殻変動量）

【ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に大すべり域を設定】

出典：南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）、内閣府、2012

## B) 湖西市の津波浸水の特徴

静岡県第4次地震被害想定での津波シミュレーション結果ですが、本市におけるレベル1津波は最大7m、レベル2津波は最大15mと想定されています（図7-2）。

遠州灘からレベル1海岸堤防を乗り越えて市街地側に進入したレベル2津波は、白須賀地区においては山でせき止められることで浸水深が増加する一方、新居地区においては標高の低い土地に海水が滞留し長期間浸水が継続するなどの特徴があります。

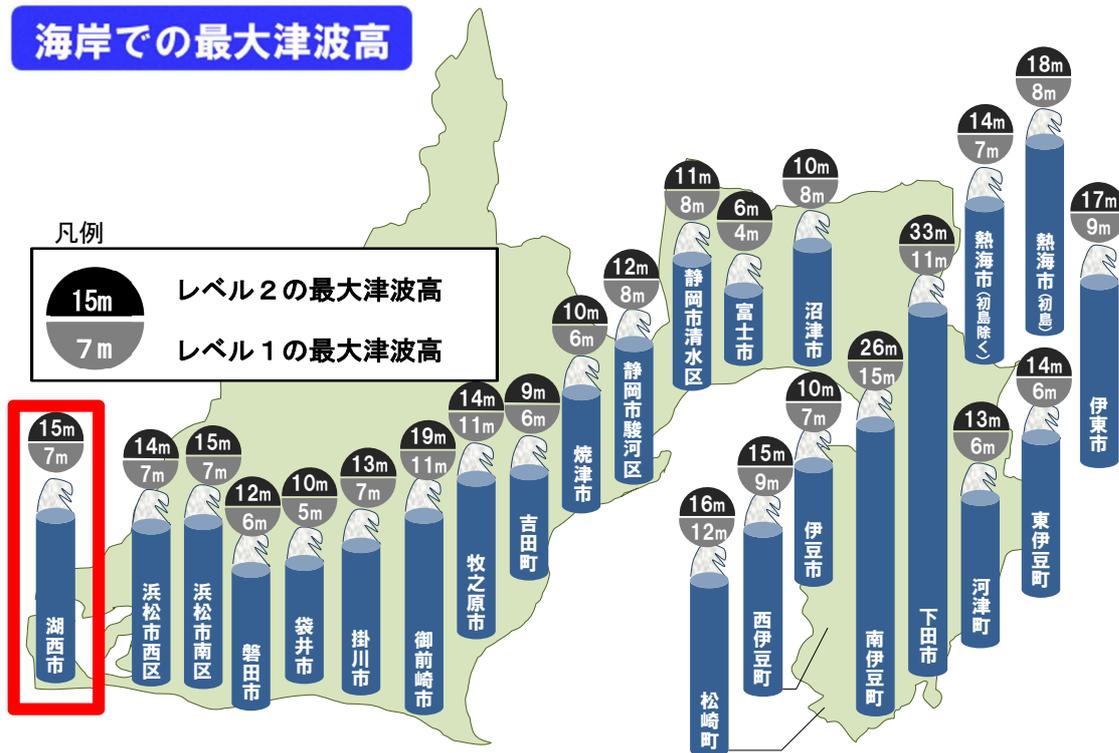
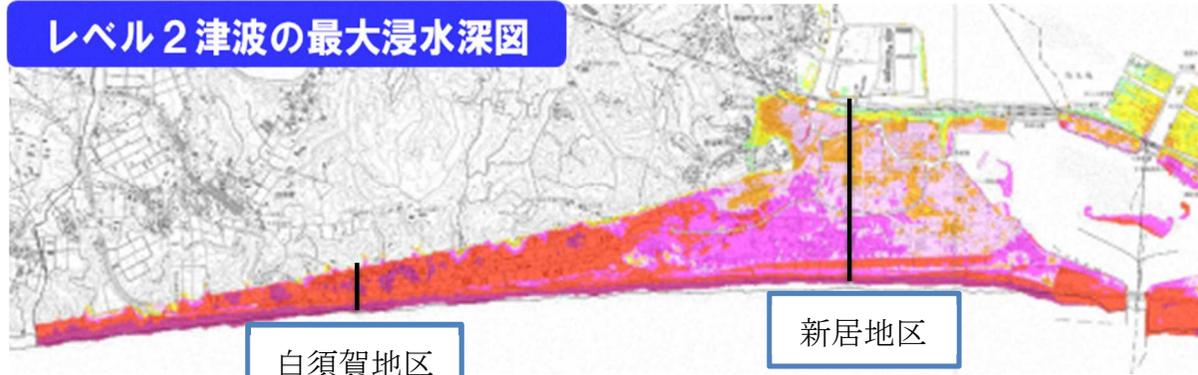


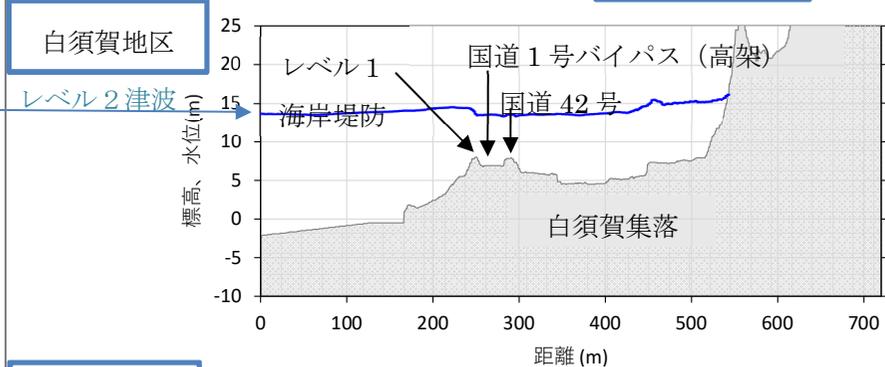
図7-2 県内沿岸市町別の最大津波高（レベル2の地震：南海トラフ巨大地震）

### レベル2津波の最大浸水深図

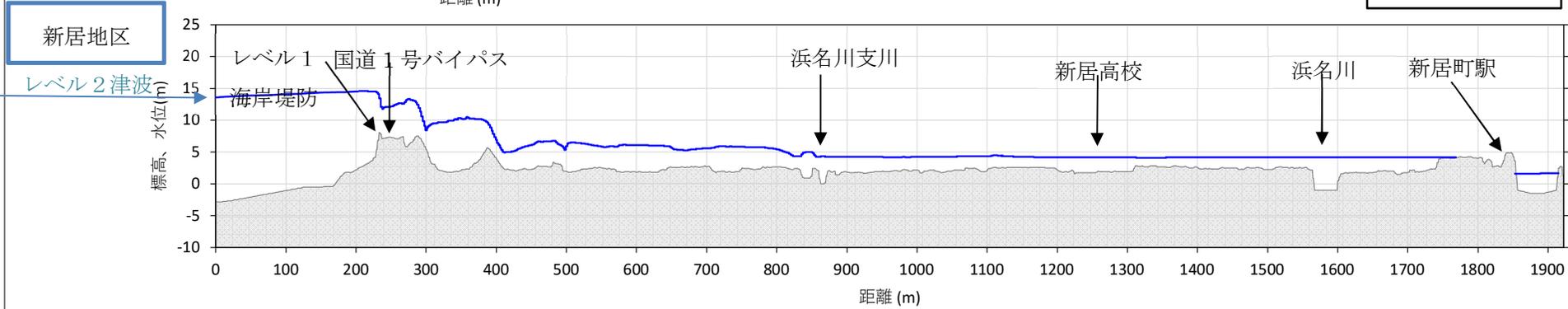


最大浸水深(m)	
20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3

103



- 白須賀地区では、レベル2津波が減衰せず、集落をのみこみ、山にぶつかる。
- 新居地区では、レベル2津波が減衰するが、市街地に広がる。



地形標高  
 水位

図 7-3 レベル2津波による湖西市沿岸域（新居地区・白須賀地区）の浸水状況断面図

### C) 津波による被害想定

前述した考え方を踏まえ、「人の命が第一」、「災害に上限はない」という考えのもと、「減災」の視点に立ち、最大クラスの津波を対象に「逃げる」ことを前提として、ハード・ソフト施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するため、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）が成立し、各都道府県から、最大クラスの津波浸水想定が公表されています。

静岡県においては、南海トラフ沿いで発生する巨大地震・津波について、平成25年6月に「第4次地震被害想定」、平成25年11月に「津波浸水想定図」を公表しました。「第4次地震被害想定」の中では、本市における津波による被害は、浸水域10.8km<sup>2</sup>、死者約4,300人、建物被害（全壊・半壊）は約3,300棟と、甚大な被害が想定されています（表7-3）。

新居地区や白須賀地区では、浸水区域内を通る主要道路（国道1号バイパス等）について、津波による被災が想定され、新所地区では、畑や農業用施設への浸水被害が想定されます。また、中心市街地や沿岸部の工業地も同様に津波による被災が想定され、地域住民や観光客の人的被害も発生するおそれがあります（図7-4～図7-7）。

表 7-3 湖西市における津波による人的被害等

	レベル1津波	レベル2津波
津波による死者	—	約4,300人
津波による負傷者 (重傷者数)	—	約20人
津波による建物被害 (全壊・半壊棟数)	約50棟	約3,300棟
浸水面積(2m以上)	1.3km <sup>2</sup>	10.8km <sup>2</sup>
津波高(最大)	7m	15m

参考：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（平成25年6月）

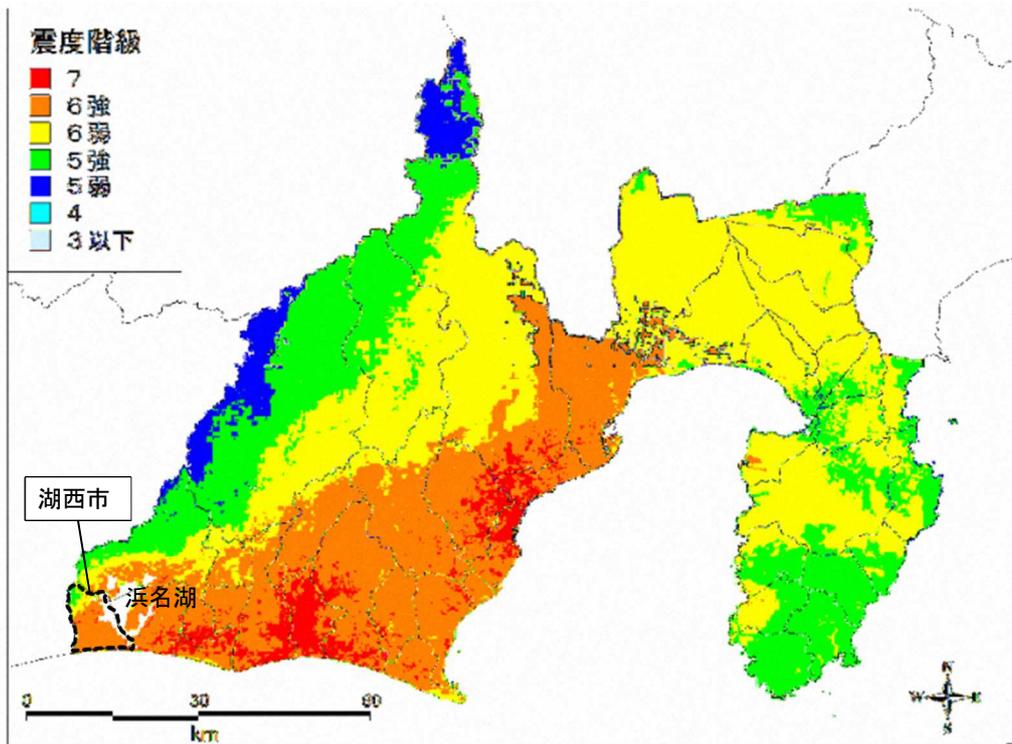


図 7-4 震度分布図 (レベル1の地震：東海・東南海・南海地震)

出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)

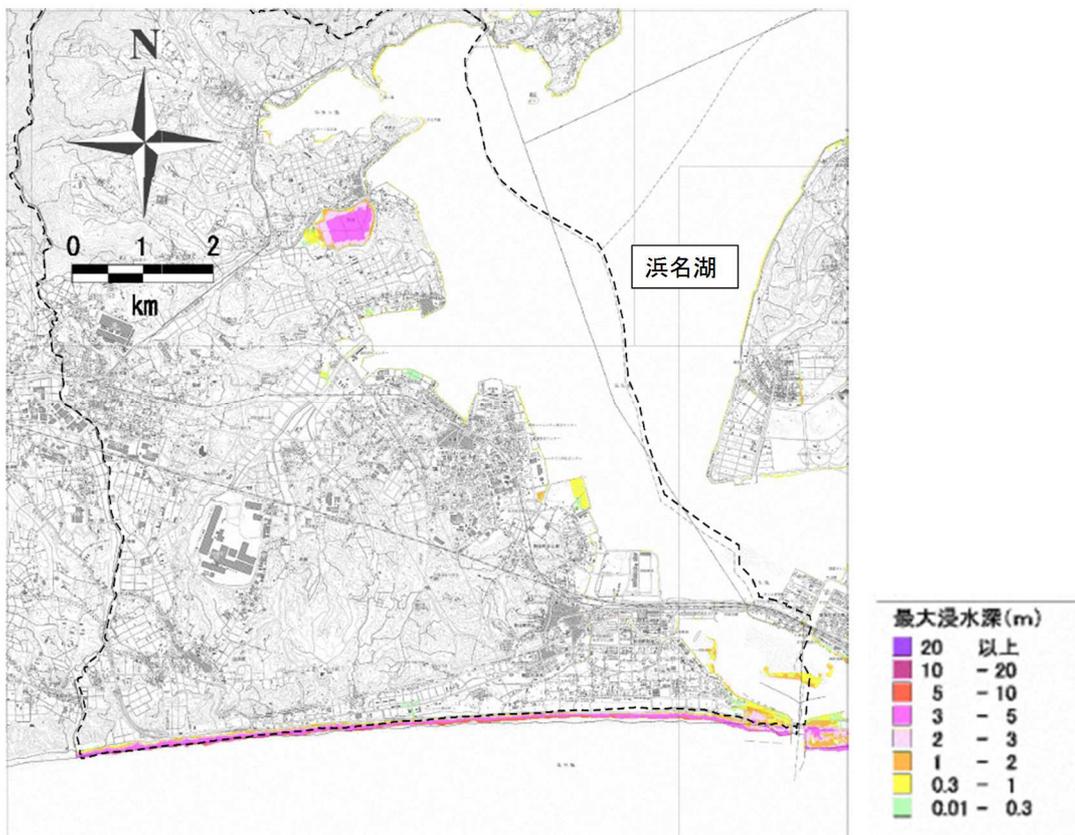
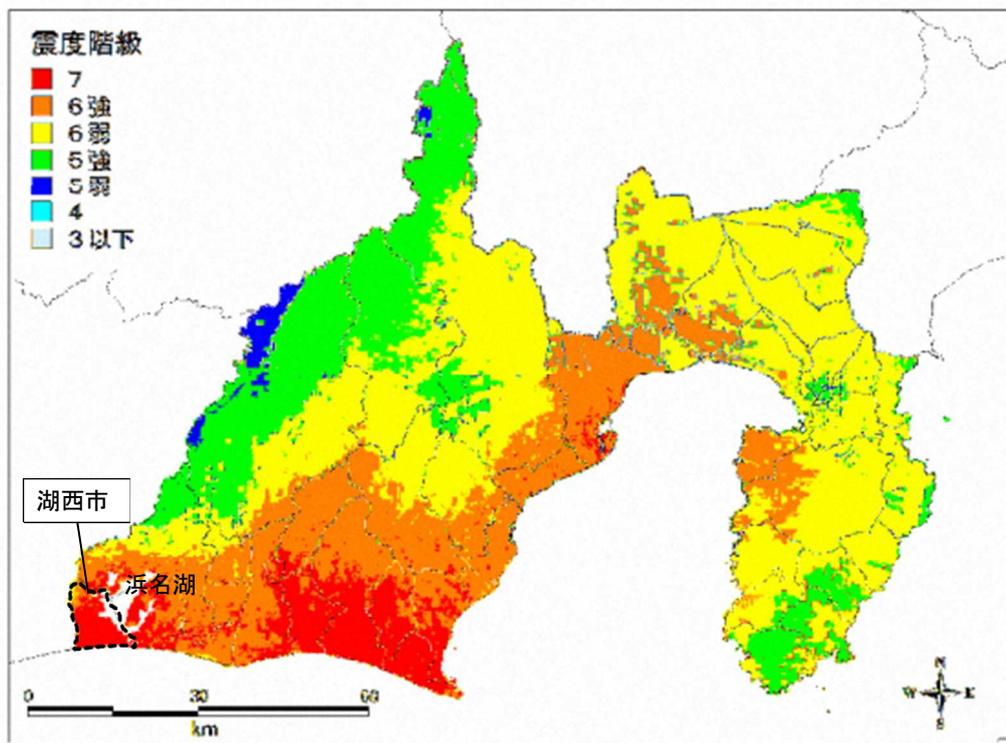
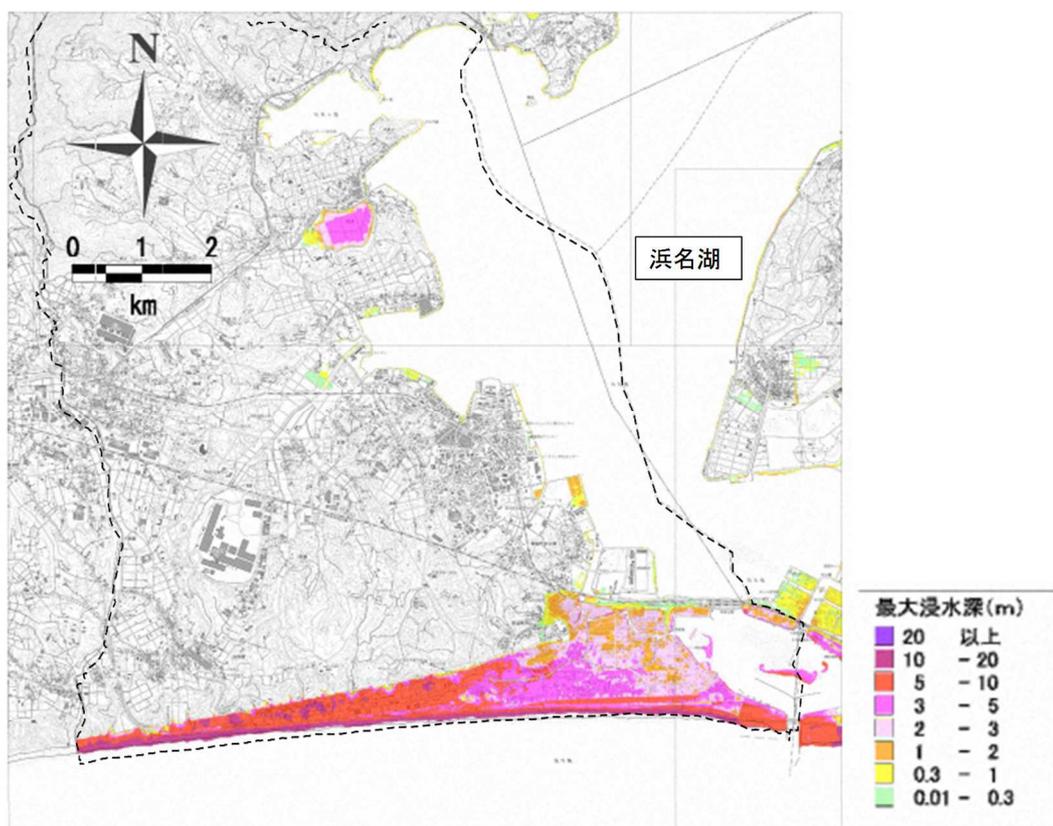


図 7-5 浸水想定図 (レベル1の地震：東海・東南海・南海地震)

出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)



出典：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（平成25年6月）



出典：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（平成25年6月）

---

## **(2) 本市沿岸域の現状**

沿岸域の現状は、海岸（浜名港海岸新居地区・新居海岸・湖西海岸）と海岸防災林（保安林）の間に国道1号バイパス（浜名バイパス・潮見バイパス）が整備されています（表 7-4）。

沿岸域において、既に国道1号バイパス海側にレベル1津波に対する海岸堤防が整備済みですが、レベル2津波は、国道1号バイパスを乗り越えるほか、バイパス高架区間を通り抜けて、市街地側に侵入します（図 7-8）。

表 7-4 沿岸域の現状

防潮堤位置	白須賀地区	新居地区
全体図		
現状	<p>【海側】</p> <p>【陸側】</p>	<p>【海側】</p> <p>【陸側】</p>
写真		

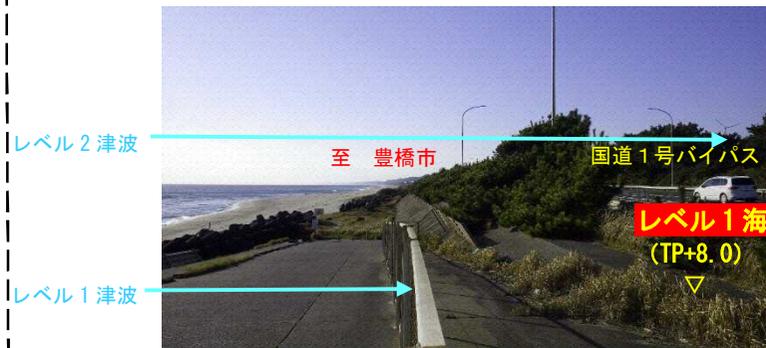
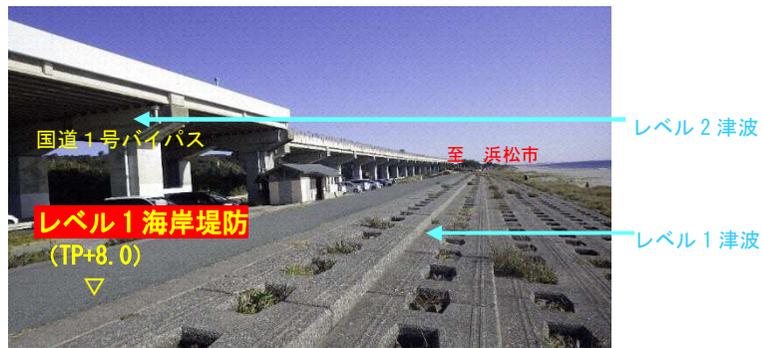
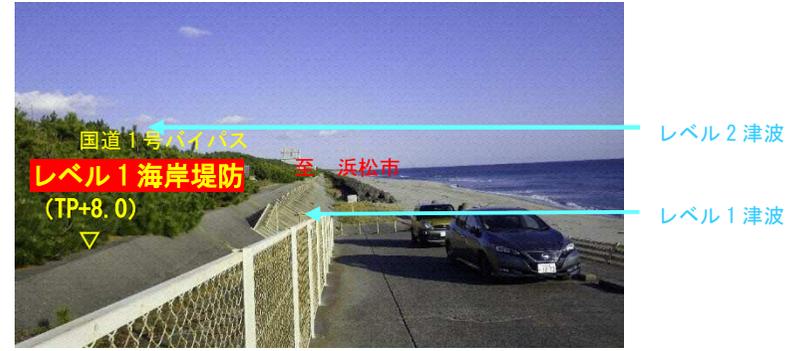
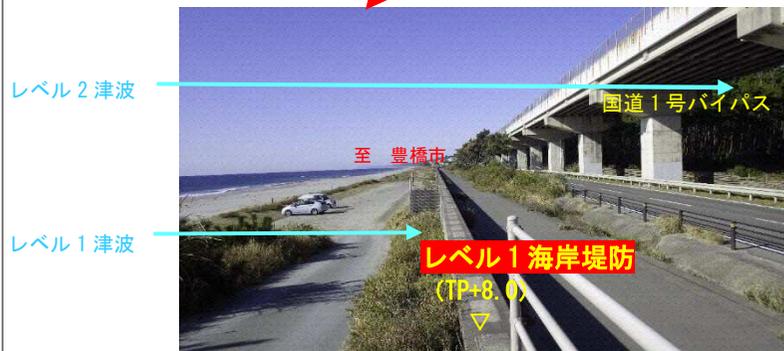


図 7-8 湖西市のレベル1 津波に対する海岸堤防の整備状況 (左段：白須賀 IC 付近、右段：大倉戸 IC 付近)

### (3) 静岡県沿岸域における津波対策の取組

#### 1) 静岡県の津波対策「静岡方式」のイメージ

静岡県の海岸は沿岸ごとに特徴が異なり、また、海岸と人々との関わりは様々であることから、静岡県の津波対策については、地域ごとの特性を踏まえた最もふさわしい津波対策を地域で合意形成して決定し、進めることとしています。静岡県ではこれを「静岡方式」の津波対策と称して、市町との協働により県下全域で展開しています。

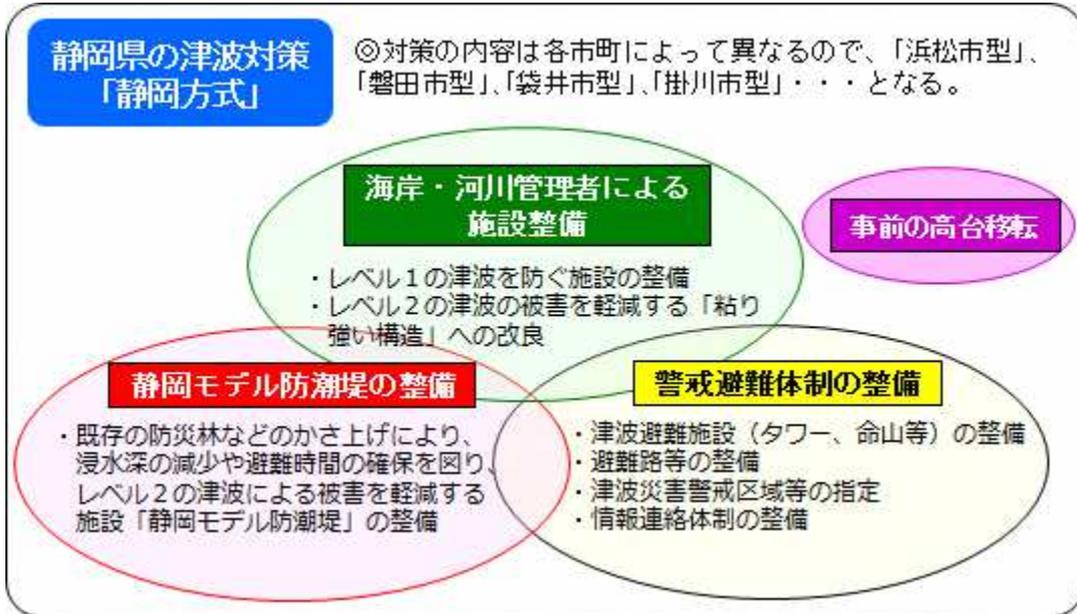


図 7-9 静岡県の津波対策「静岡方式」のイメージ



図 7-10 「静岡方式」のイメージ図

出典：静岡県河川企画課

## 2) レベル1を超える津波に対する「静岡モデル防潮堤」の整備

静岡県の津波対策の中でも特徴的な、レベル1を超える津波に対する防潮堤を「静岡モデル防潮堤」と呼んでいます。

これは、津波の到達時間が短く、多くの人口や資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという静岡県特有の課題に対して、地域資源である既存の海岸防災林などのかさ上げ・補強により、市街地の安全度の向上を図るもので、条件や地域の合意が整った市町から順次、整備が進められています。

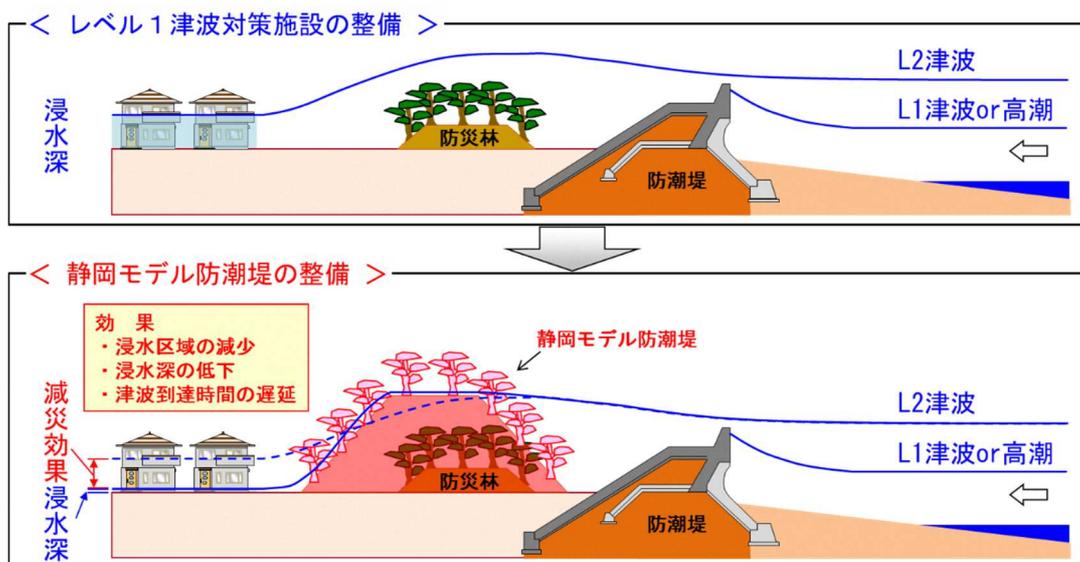


図 7-11 レベル1を超える津波に対する「静岡モデル防潮堤」の整備

出典：静岡県河川企画課

### 3)「静岡モデル防潮堤」の整備状況

県西部の遠州灘沿岸や駿河湾沿岸の一部の市町において、レベル1を超える津波に対する「静岡モデル防潮堤」の整備が進んでいます。

伊豆半島沿岸では50の地区協議会を設置し、地域との合意形成に基づく「津波対策の方針」を定めた上で対策を進めていますが、静岡モデル防潮堤の整備を行っている市町はありません。

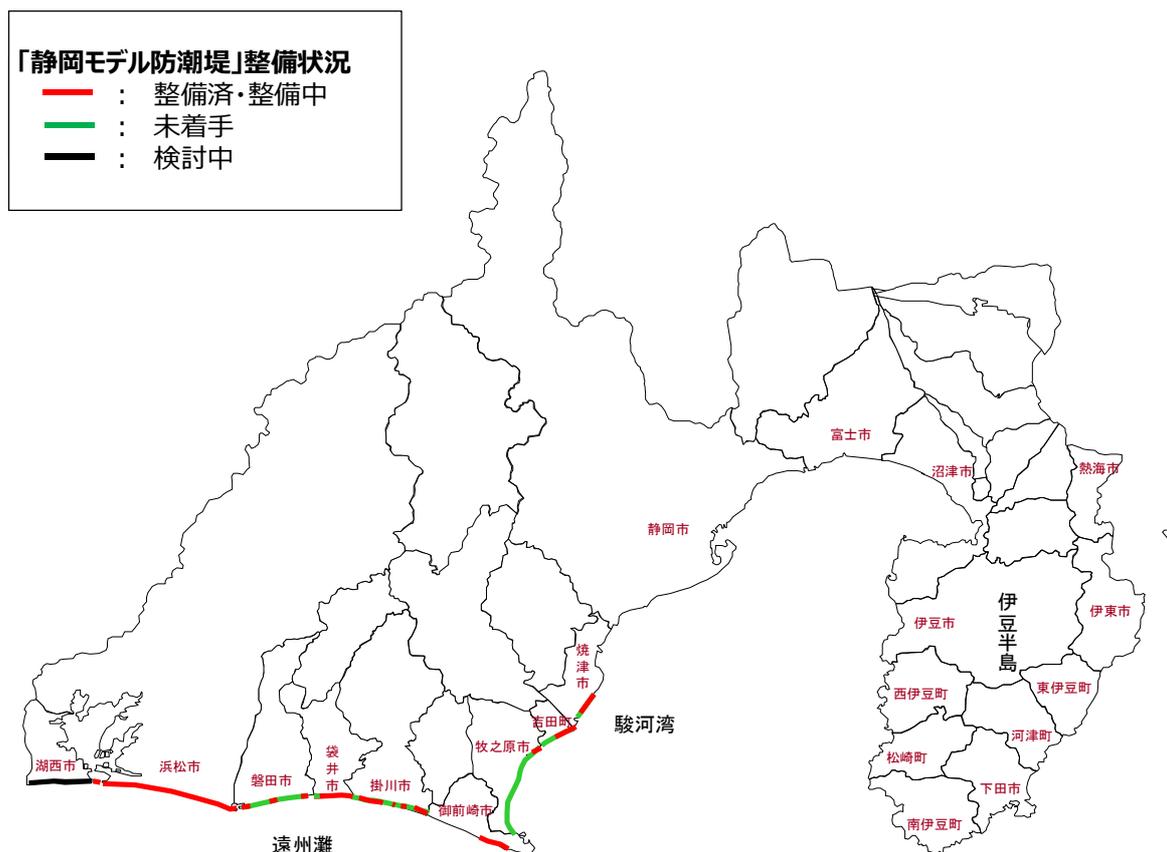


図 7-12 「静岡モデル防潮堤」の整備状況（令和5年3月末時点）

出典：静岡県河川企画課

#### 4) 全国でのレベル1を超える津波に対する防潮堤整備状況

全国の中でも、静岡県の一部の沿岸市町だけが、地域資源である既存の海岸防災林などのかさ上げ等により、レベル1を超える津波に対して防潮堤整備を実施し、市街地側の安全度の向上を図っています。



図 7-13 全国でのレベル1を超える津波に対する防潮堤整備状況

## 5) 静岡モデル推進検討会(湖西市)での検討状況

静岡県と本市は、平成 25 年 10 月に「静岡モデル推進検討会（湖西市）」（以下、「検討会」という。）を設立し、「静岡モデル防潮堤整備」の検討などを含め、検討会 9 回、勉強会 4 回を開催し、津波対策を検討しています。

表 7-5 検討会・勉強会の開催状況（1/2）

開催日	分類	検討項目
平成 25 年 10 月 24 日	検討会 (第 1 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸部の各施設の現状について</li> <li>・ 浜松市沿岸域の防潮堤整備による湖西市への影響について</li> <li>・ 湖西市からの報告（地元からの要望、避難計画の策定状況等）</li> </ul>
平成 25 年 12 月 17 日	検討会 (第 2 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湖西市における静岡モデルの検討状況について</li> <li>・ 港湾区域内における整備について</li> </ul>
平成 26 年 3 月 24 日	検討会 (第 3 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湖西市における静岡モデルの検討状況について</li> <li>・ 静岡モデルの課題の整理と基本的な方向性について</li> </ul>
平成 26 年 6 月 18 日	検討会 (第 4 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡モデルの検討手順</li> <li>・ 湖西市の津波避難計画の策定状況</li> <li>・ 浜名港の整備計画</li> </ul>
平成 26 年 8 月 27 日	検討会 (第 5 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波シミュレーションの結果</li> <li>・ 湖西市における静岡モデルの検討</li> </ul>
平成 27 年 3 月 26 日	検討会 (第 6 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間報告のとりまとめについて</li> <li>・ 今後の進め方について</li> <li>・ 浜名港海岸の整備の進捗状況</li> </ul>
平成 27 年 11 月 11 日	検討会 (第 7 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元説明会の開催結果について</li> <li>・ 各対策の進捗状況について</li> <li>・ 東大演習林の整備構想について</li> <li>・ 今年度実施する津波シミュレーションについて</li> </ul>
令和元年 5 月 9 日	検討会 (第 8 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの検討結果の振り返り</li> <li>・ 津波対策施設の具体的整備案の進捗状況について</li> </ul>
令和元年 7 月 3 日	勉強会 (第 1 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シミュレーション結果等の振り返り</li> <li>・ 急傾斜事業の可能性について</li> <li>・ 東大演習林のかさ上げについて</li> </ul>

表 7-5 検討会・勉強会の開催状況 (2/2)

開催日	分類	検討項目
令和元年 11月25日	勉強会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊対策工事の可能性について</li> <li>・市営駐車場周辺の有効利用について</li> <li>・交付金活用に向けた検討結果について</li> <li>・津波対策推進計画作成に向けた検討結果について</li> </ul>
令和2年 9月3日	勉強会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海浜公園駐車場を残土処分場へ活用する検討について</li> <li>・まちの集約化計画に関するシミュレーションの実施について</li> <li>・県への要望（「静岡モデル」の着実な推進）について</li> </ul>
令和3年 3月22日	勉強会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度の取組状況について</li> <li>・浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、牧之原市における防潮堤整備高の考え方について</li> <li>・湖西市における静岡モデルの進め方について</li> <li>・海浜公園駐車場への土砂受入れに係る連携について</li> </ul>
令和4年 1月21日	検討会 (第9回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波対策施設の具体的整備案の進捗状況</li> <li>・湖西市立地適正化計画の概要</li> <li>・静岡モデル防潮堤の整備に向けた今後の進め方</li> </ul>

出典：令和3年度 第1回静岡モデル推進検討会（湖西市）

### 第3節. 基本方針の検討状況

#### (1) 津波防災地域づくり推進協議会での議論及び市民との意見交換等

計画策定に係る検討体制としては、有識者や国・県行政機関、庁内関係部局、地域住民代表から構成される「湖西市津波防災地域づくり推進協議会」（以下、「協議会」という。）の委員による議論を行い、市民の皆様の意見を反映するため、意見交換会や沿岸域説明会を開催しました（図 7-14、図 7-15）。

主な意見としては、

- ・ 命を守ることができるような防潮堤を造っていくことが必要。  
（第2回意見交換会 浸水区域内）
- ・ 海岸の利用者や景観、環境や生物の生態系への影響に対する配慮が必要。  
（第2回意見交換会 浸水区域内）
- ・ 施設整備について、生活に密着した他の施策とのバランスを考えてほしい。  
（第2回意見交換会 浸水区域外）

などが挙げられます。

並行して、沿岸域の施設管理者等との関係機関調整を行い、防潮堤整備をしていく上での課題等を確認しました（図 7-14）。

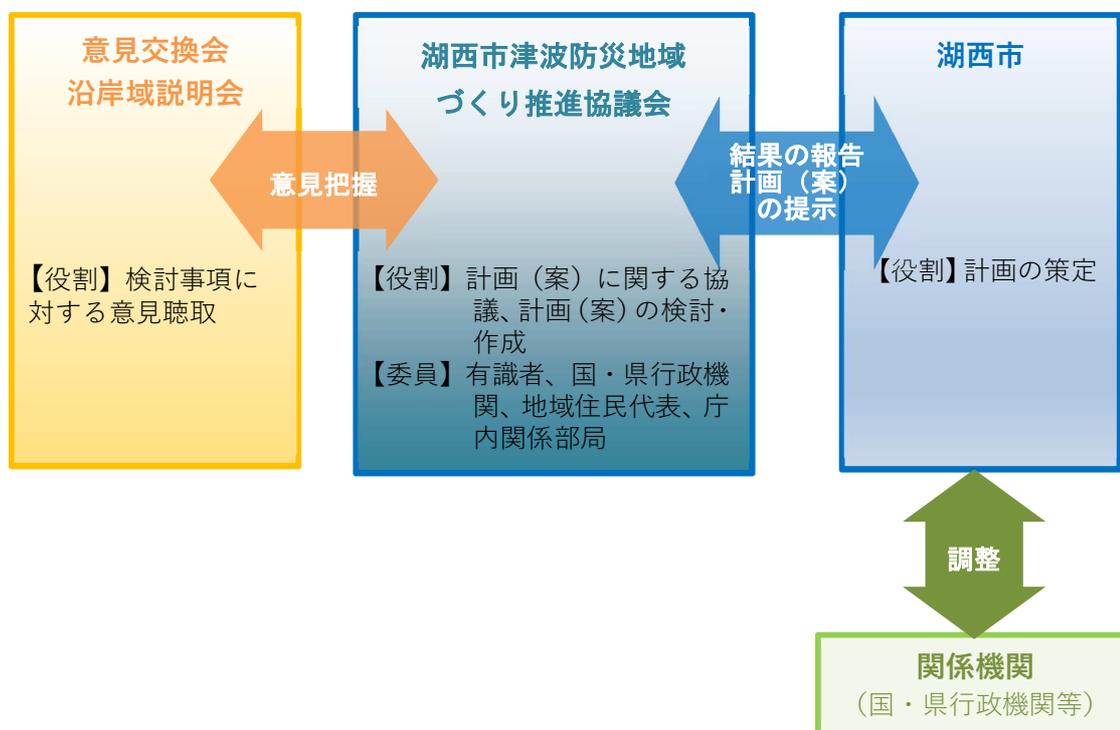


図 7-14 計画策定に係る検討体制

### 第1回意見交換会（令和5年5月28日）

※市内全域を対象に実施

- ・ 推進計画・減災計画について
- ・ 沿岸域の変遷、災害リスク
- ・ 現状と課題（「人口、産業、道路等」、「逃げる対策」、「土地利用の対策」、「守る対策」）
- ・ 地区ヒアリング結果（令和4年11月開催）

【意見交換】現状と課題について、3つのテーマ（逃げる、土地利用、守る）で考える

### 沿岸域説明会（令和5年6月：計6回）

※新居・白須賀地区の住民を対象に実施

- ・ 第1回意見交換会における説明内容
- ・ 現状と課題に関する意見把握

### 第2回意見交換会（令和5年7月9・23日）

※浸水区域内の地区と浸水区域外の地区に分けて実施

- ・ 湖西市の災害リスク
- ・ 災害時の行動
- ・ 第1回意見交換会及び沿岸域説明会における意見

【意見交換】地域の課題と目指すべき姿

### 第3回意見交換会（令和5年10月14・28日）

※浸水区域内の地区と浸水区域外の地区に分けて実施

- ・ 湖西市の災害リスク
- ・ 第2回意見交換会における意見
- ・ 推進計画 基本方針・取組方針（案）
- ・ 湖西市における取組
- ・ 取組方針④「被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり」に係る検討方針

【意見交換】地域の安全な未来をつくる取組み

### 第4回意見交換会（令和5年12月2日）

※市内全域を対象に実施

- ・ 湖西市の災害リスク
- ・ 第3回意見交換会における意見
- ・ 推進計画（案）について
- ・ 防潮堤整備に係る観点と現状

【意見交換】防潮堤について考えていることを共有しよう

### 第1回協議会（令和5年1月13日）

【協議内容】

- ・ 計画の位置づけ
- ・ 津波防災に係る現況と課題
- ・ 検討の進め方

### 第2回協議会（令和5年2月28日）

【協議内容】

- ・ 第1回協議会の振り返り
- ・ 推進計画（骨子案）
- ・ 今後のスケジュール
- ・ 「逃げる対策」、「土地利用の対策」、「守る対策（防潮堤）」3つのテーマに係る現状と課題

### 第3回協議会（令和5年9月29日）

【協議内容】

- ・ これまでの協議会の振り返り
- ・ 推進計画基本方針及び取組方針（案）
- ・ 第3回意見交換会における防潮堤に関する情報提供内容
- ・ 今後のスケジュール

### 第4回協議会（令和5年12月14日）

【協議内容】

- ・ これまでの協議会の振り返り
- ・ 意見交換会の開催結果
- ・ 推進計画（案）

### 第5回協議会（令和6年3月18日）

【協議内容】

- ・ 推進計画の承認
- ・ 今後の検討の進め方

図 7-15 協議会及び意見交換会等の流れ

---

## (2) 想定される防潮堤整備に係る課題

協議会での議論、市民の意見交換、施設管理者等との調整から、沿岸域への防潮堤整備における課題を「整備位置」、「構造・整備高」、「整備費用・整備期間」の視点でとりまとめました。

### 課題 1)

#### 整備位置

防潮堤の整備位置については、沿岸域において様々な位置での整備が想定されますが、各施設管理者との関係法令上の取扱整理が必要になります。

また、整備位置により、甚大な被害を受けた地域への救命、救援活動及び物資輸送等を支援する国道 1 号バイパスの防災上の位置づけも変わり、この他、海岸環境上、海浜植物・動物に与える影響、海岸防災林の飛砂防備機能が長期間損なわれることへの住民理解、交通規制による道路利用者の利便性低下や安全確保などの課題が挙げられます。

### 課題 2)

#### 構造・整備高

防潮堤の構造については、県内各市町の事例より、様々な構造が考えられますが、地震やレベル 2 津波に対する防潮堤としての機能に加え、様々な位置において、施設としての機能を兼ね備えた構造であるかの技術的な安定性検証が必要になります。

また、整備高については、レベル 2 津波を越流させない又は越流する高さでの整備が考えられ、整備効果に直接関わるため、防護レベルの目標設定における課題が挙げられます。

### 課題 3)

#### 整備費用・整備期間

整備費用については、本市沿岸域に対して、「整備位置」、「構造・整備高」にもよりますが、県内各市町の事例より算出すると、どの位置においても明らかに多額な整備費用（少なくとも数百億円規模の予算が見込まれる）を要します。

また、整備期間については、予算措置状況にもよりますが、整備完了までに長期間を要することは明らかであるため、防潮堤事業への重点投資による行政サービスの低下が懸念されるなどの課題が挙げられます。

---

## 第4節. 基本的な方向性

### (1) 基本方針

想定される防潮堤整備に係る課題を踏まえ、以下のように、減災計画の基本方針を定め、引き続き検討を進めていきます。

#### 減災計画の基本方針

##### 地域の持続性を高める総合的な検討の推進 ～ハード・ソフトの最適バランスを追求～

「発生頻度は比較的高いレベル1津波」に対する防潮堤は、沿岸域に整備済みです。一方で、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらすレベル2津波」に対して、市民の生命・財産の被害を減らすため、さらなる防潮堤を整備することは有用な手段です。

しかし、防潮堤整備にあたっては、「整備にかかる多額な費用や完成までの長い整備期間」、「市街地側で津波被害をどの程度低減させる高さで整備するのか」、「整備位置による関係法令上の制約」、「環境や生活への影響」など、実現にあたって様々な課題があることから、総合的な視点により、引き続き検討を進めていきます。

また、当面は防潮堤の完成に至らないという現実を見据え、防災意識の向上を図りながら、適切な避難や命をつなぐためのソフト対策をさらに充実させていきます。

---

## 第8章 推進計画・減災計画実現に向けた今後の進め方

---

本章では、推進計画及び減災計画の推進にあたって、今後さらに検討が必要な事項及び今後の計画の見直しについて示します。

### 第1節 今後さらに検討が必要な事項

本市における推進計画の課題は、「第6章 津波防災地域づくり推進のための事業・事務」を踏まえ、下記に示す課題が残されています。今後はこれらの課題の解決に向けて、必要に応じ関係機関等との協議を行いつつ、事業・事務の充実と推進に努めます。

#### (1) 自助・共助のさらなる推進

推進計画では、各事業・事務の整理にあたって、地域（住民、自主防災組織）、事業者、行政がそれぞれ果たす役割について示しました。市では、自助・共助のさらなる推進に向けて、津波災害リスクや避難に関する情報の周知を行うとともに、市民、地域、事業者の自主的な活動への支援を継続して実施します。また、地域での取組が継続的に継承されるように、地区防災計画の策定等に向けた支援についても検討していきます。

#### (2) 避難施設の整備と避難路の安全性確保

本市における津波避難施設空白域は令和3年度に解消されていますが、市民の意見では、避難に時間を要する要配慮者等の避難特性（歩行速度等）を踏まえた検証の必要性や、海方向への避難や避難ルート上にある橋の損傷等の不安が多く挙げられました。また、高台や避難所等への主要なアクセス路の安全性確保への意見も多く挙がっています。

推進計画においては、これらの意見を踏まえた事業・事務を位置付けていますが、避難施設や避難路の安全性は市民の命を守るための重要課題であることから、津波避難施設（津波避難タワーや命山等）の追加整備の検証や、民間施設の活用を含めた見直しを行います。

#### (3) 要配慮者の避難体制の強化

本市では、最大クラスのレベル2津波が地震発生後24分で沿岸部のレベル1に対応した堤防・バイパスを越えることが想定され、地震発生から5分ほど揺れが継続するため、19分間で避難を完了する必要があります。

推進計画においては、要配慮者利用施設における避難確保計画策定の推進や自主防災組織等による要配慮者の把握と災害時の避難支援等に係る事業・事務を位置付けていますが、限られた時間内での安全かつ確実な避難完了に向けて、実効性の高い計画づくりや避難支援のための体制づくり、訓練の企画・実施等により、要配慮者の避難体制の強化に努めます。

---

#### **(4) 事前復興準備の推進**

生活・産業基盤の早期回復の手法や復旧復興拠点の確保を事前に計画し、迅速な復興及び、より安全で発展的な生活再建、産業復興を目指すため、都市基盤にとどまらず、地域との事前復興の検討や、事前復興計画の策定について検討します。

#### **(5) 減災計画の継続検討**

第7章第4節の基本方針のとおり、防潮堤整備にあたっては様々な課題があります。これらの点を踏まえ、市民から頂いた意見も検討材料とした上で、引き続き検討を行います。

## 第2節. 推進体制

今後さらに検討が必要な事項の検討や推進計画の見直しに向けて、各関係者が協力して推進計画における地震・津波対策の実現を目指します。体制については「湖西市津波防災地域づくり推進協議会」を引き続き活用しながら、関係者間で協議を重ねていきます。

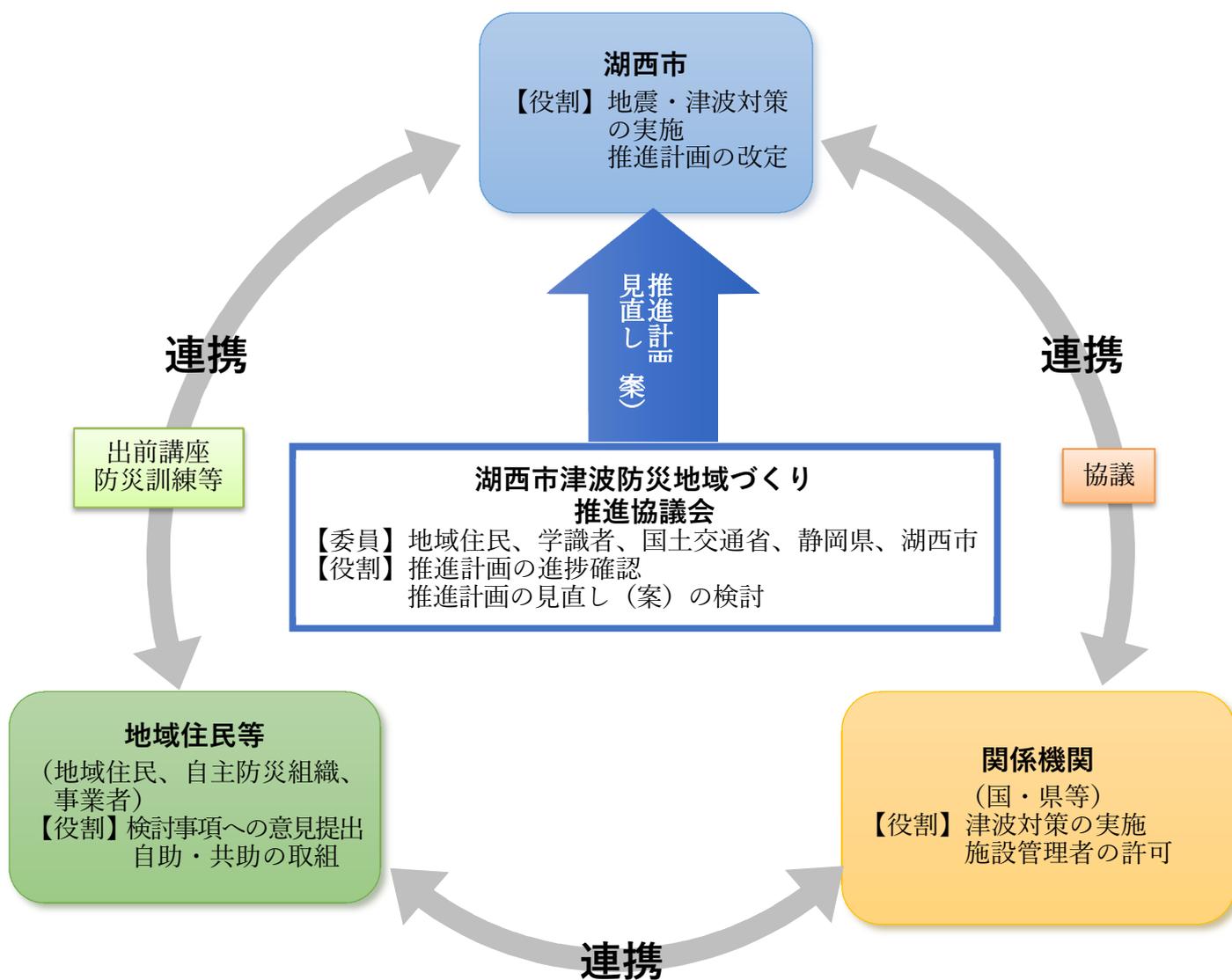


図 8-1 推進計画実現に向けた推進体制

### 第3節. 計画の見直しと更新

推進計画・減災計画は、本市における津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本方針や施策等について、体系的にとりまとめたものであり、事業・事務の進捗状況やまちづくり、土地利用の動向などに応じて定期的に見直す必要があります。また、推進計画の検討に参考とした地震・津波被害想定や関連計画の更新、減災計画の方向性決定等、新たな展開がある際にも適宜見直しを図るものとします。

#### 【計画の見直しタイミング】

- ①事業・事務の進捗状況やまちづくり・土地利用の動向に大きな変化があった場合
- ②関連計画の見直しが実施され、津波防災地域づくりの方針が大きく変わった場合
- ③県の津波浸水想定の見直し等がなされた場合
- ④減災計画の方向性が示された場合
- ⑤その他、津波防災地域づくりに係る新たな展開が起きた場合

また、上記の見直しタイミングだけでなく、策定してから5年後（令和10年度末）を目途に、計画全体の見直しを図るものとします。

今後は市民に対して推進計画の周知を行いながら、計画に基づいた事業・事務の実施、事業・事務の進捗状況の定期的な確認・検証、事業の追加や事業内容の変更、推進計画・減災計画の見直しというPDCAサイクルを実施し、基本方針の「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」の実現に向けて取組を推進していきます。

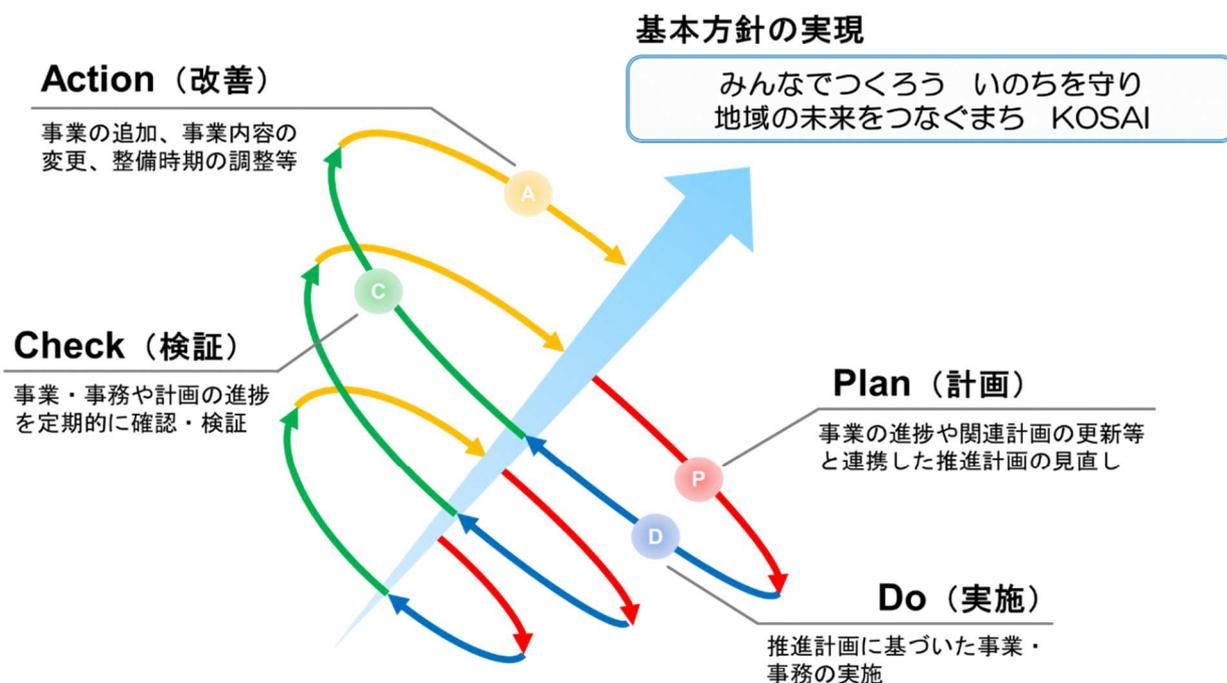


図 8-2 PDCA サイクルによる推進計画実現のイメージ

---

# 參考資料

## 湖西市津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）の作成にあたり、法第11条の規定に基づく湖西市津波防災地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 推進計画及び津波減災計画の作成のための協議に関する事項
- (2) 推進計画及び津波減災計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 国、静岡県その他関係行政機関の職員
- (3) 市民を代表する者
- (4) 津波防災地域づくりの推進に関係する団体の代表者又はその推薦する者
- (5) 市の職員

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が指名する者とする。

3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

---

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項に関し、必要な調査及び研究をさせるため、協議会に作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、協議会の委員のうち会長が指名する者及び会長が必要と認めた者をもって組織する。

3 作業部会に部会長を置き、会長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、作業部会の会議の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会及び作業部会の庶務は、市民安全部危機管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、法第11条第6項の規定により、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年9月28日から施行する。

## 湖西市津波防災地域づくり推進協議会 委員名簿(令和4年度)

◎：会長、○：副会長

No	区分	所属	氏名
1	学識経験者	東京大学生産技術研究所教授	◎加藤 孝明
2	学識経験者	静岡大学防災総合センター准教授	○原田 賢治
3	国	浜松河川国道事務所長	名久井 孝史
4	静岡県	西部地域局長	森谷 浩行
5	静岡県	西部農林事務所長	石川 盛一郎
6	静岡県	浜松土木事務所長	廣瀬 聡
7	市民代表	自治会連合会長	板倉 福男
8	産業	湖西市商工会長	袴田 勝彦
9	産業	新居町商工会長	片山 雅博
10	観光	湖西・新居観光協会会長	林 正之
11	湖西市	副市長	山家 裕史
12	湖西市	教育長	渡辺 宜宏
13	湖西市	都市整備部長	小倉 英昭
14	湖西市	産業部長	太田 英明
15	湖西市	危機管理監	安形 知哉
	オブザーバー	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課	長谷川 元樹

## 湖西市津波防災地域づくり推進協議会 委員名簿(令和5年度)

◎：会長、○：副会長

No	区分	所属	氏名
1	学識経験者	東京大学生産技術研究所教授	◎加藤 孝明
2	学識経験者	静岡大学防災総合センター准教授	○原田 賢治
3	国	浜松河川国道事務所長	名久井 孝史
4	静岡県	西部地域局長	永井 雅也
5	静岡県	西部農林事務所長	石川 盛一郎
6	静岡県	浜松土木事務所長	廣瀬 聡
7	市民代表	自治会連合会長	板倉 福男
8	産業	湖西市商工会長	袴田 勝彦
9	産業	新居町商工会長	片山 雅博
10	観光	湖西・新居観光協会会長	永田 晴康
11	湖西市	副市長	山本 一敏
12	湖西市	教育長	渡辺 宜宏
13	湖西市	都市整備部長	小倉 英昭
14	湖西市	産業部長	太田 英明
15	湖西市	危機管理監	山本 健介
	オブザーバー	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課	長谷川 元樹

## 検討体制と経緯

本計画の検討にあたっては、令和4年9月に学識経験者、国・県関係機関、市民代表及び庁内関係部局から構成される「湖西市津波防災地域づくり推進協議会」を設置し、下図に示した経緯で検討を行いました。また、市民の意見を計画に反映するため、意見交換会等を実施しました。

### 第1回意見交換会（市内全域）（5月28日）

- ・ 推進計画・減災計画について、沿岸域の変遷
  - ・ 災害リスク、現状と課題、地区ヒアリング結果
- 【意見交換】
- ・ 現状と課題について、3つのテーマ（逃げる、土地利用、守る）で考える

### 沿岸域説明会（新居・白須賀地区）6月（計6回）

- ・ 第1回意見交換会における説明内容
- ・ 現状と課題に関する意見把握

### 第2回意見交換会（区域内外別）（7月9・23日）

- ・ 湖西市の災害リスク、災害時の行動
- 第1回意見交換会及び沿岸域説明会における意見
- 【意見交換】地域の課題と目指すべき姿

### 第3回意見交換会（区域内外別）（10月14・28日）

- ・ 湖西市の災害リスク
  - ・ 第2回意見交換会における意見
  - ・ 推進計画基本方針・取組方針（案）
  - ・ 湖西市における取組
  - ・ 取組方針④「被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり」に係る検討方針
- 【意見交換】地域の安全な未来をつくる取組み

### 第4回意見交換会（市内全域）（12月2日）

- ・ 湖西市の災害リスク
  - ・ 第3回意見交換会における意見
  - ・ 推進計画（案）について
  - ・ 防潮堤整備に係る観点と現状
- 【意見交換】防潮堤について考えていることを共有しよう

### パブリックコメント

実施時期：令和6年2月1日～3月1日

【意見聴取の対象】推進計画（案）

### 第1回協議会（令和5年1月13日）

- 【協議内容】
- ・ 計画の位置づけ
  - ・ 津波防災に係る現況と課題
  - ・ 検討の進め方

### 第2回協議会（令和5年2月28日）

- 【協議内容】
- ・ 第1回協議会の振り返り
  - ・ 推進計画（骨子案）
  - ・ 今後のスケジュール
- 「逃げる対策」、「土地利用の対策」、「守る対策（防潮堤）」3つのテーマに係る現状と課題

### 第3回協議会（令和5年9月29日）

- 【協議内容】
- ・ これまでの協議会の振り返り
  - ・ 推進計画基本方針及び取組方針（案）
  - ・ 第3回意見交換会における防潮堤に関する情報提供内容
  - ・ 今後のスケジュール

### 第4回協議会（令和5年12月14日）

- 【協議内容】
- ・ これまでの協議会の振り返り
  - ・ 意見交換会の結果報告
  - ・ 推進計画（案）

### 第5回協議会（令和6年3月18日）

- 【協議内容】
- ・ 推進計画の承認
  - ・ 今後の検討の進め方

---

**編集・発行**

令和 6 年 3 月  
湖西市役所 市民安全部 危機管理課  
〒431-0492 湖西市吉美 3268  
TEL: (053) 576-4538 FAX: (053) 576-2315  
e-mail: kikikanri@city.kosai.lg.jp

---